本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

控訴人ら

(本訴請求につき)

原判決を取り消す。

被控訴人の本訴請求をいずれも棄却する。

(主位的反訴請求)

3 原判決の別紙第一表記載の詩文により構成され、昭和一六年八月二〇日に初版 が発行された詩集「智惠子抄」(以下、単に「智惠子抄」という。)について、控訴人Aが編集著作権を有することを確認する。

(予備的反訴請求)

- 「智惠子抄」について、控訴人Aが編集著作権の持分二分の一を有することを
- 訴訟費用は、一、二審とも被控訴人の負担とする。
- 被控訴人

主文と同旨。

当事者の主張

当事者双方の主張は、次に削除、訂正、付加するほかは、原判決摘示のとおりで あり、当審における証拠関係は当審記録中の証拠目録記載のとおりであるから、い ずれもこれを引用する。

一 原判決の削除、訂正

- 六丁裏二行から三行にかけての「別紙付表Ⅱの被告A原案欄記載」を「別紙付
- 表 I の記載順序」と改める。 2 七丁表末行「三五編」を「三六編」と改め、同丁裏一行「三三編」を「三四 編」と改める。

二五丁裏六行「ただし、」から八行末までを削除する。 3

- 二七丁表九行から末行にかけての「制作年代」を「制作年月日」と改める。
- 三三丁裏八行「詩文加筆変更一覧表」を「別紙智惠子抄収録詩作品推敲一覧 表」と改める。
- 四八丁表末行「Bの詩を」から同丁裏三行「まとめた。」までを「Bの詩と 「智惠子の半生」及び「智惠子の切抜繪」の二編の散文を巻末に加えた別紙付表 I の記載順序のとおり第一次案をまとめた。」と改める。 7 四九丁表一行から二行にかけての「別紙第二表中の「被告A原案」欄」を「別
- 紙付表 I」と改める。
- 五五丁表七行ないし九行「その結果、「あなたはだんだんきれいになる」と 「あどけない話」の二編の詩の順番が入れ替わった。
- 」を「「あどけない話」「樹下の二人」「あなたはだんだんきれいになる」の三編 の詩が原判決第三表『被告Aが第二次案に加えた作品(◎印)と採録箇所並びに編 集順序』欄記載のとおりに入れ替わった。」と改める。
- 9 八一丁表七行「別紙第二表中の「被告A原案」欄」を「別紙付表 I 」と改め る。
- 八一丁表一○行から同丁裏一行までの「(ただし、第一次案の配列は、正確 には別紙付表 I 又は別紙付表 II の「被告A原案」欄記載のとおりである。)」を削
- 11 八一丁裏五行から六行にかけての「(その配列は、正確には別紙付表 I 又は 別紙付表IIの「被告A原案」欄記載のとおりである。)」を削除する。
- 別紙第二表、同詩文加筆変更一覧表を削除し、詩文加筆変更一覧表に代えて
- 別紙『智惠子抄』収録詩作品推敲一覧表を加える。 13 別紙第三表の「樹下の二人」についての「被告Aの第一次原案に採用された 詩文(○印)と採録個所」欄に「⑮」とあるのを「⑯」と、「あどけない話」の同 欄に「⑯」とあるのを「⑮」と、それぞれ改める。
- 二 原判決に付加すべき控訴審における当事者の主張

(控訴人らの主張)

1 「智惠子抄」の編集経緯の実際に関する原判決の認定の誤り

(一) Aによる第一次案の作成とBに対する提示の意義

第一次案の内容は、①BとCの求愛、恋愛時代の詩九編、②同棲、結婚時代の詩八編(但し、「樹下の二人」、「あなたはだんだんきれいになる」の二編については、第一次案中には正確な詩稿はなかった。)、③Cの狂気時代の詩五編、④Cの死についての詩一編、⑤Cの没後の回想の詩二編、及び、⑥散文二編から成り立っている。それは、甘美な求愛、恋愛時代から始まり、慈しみと理解にみちた芸術生活、至福の抱擁の時が次に用意された残酷な運命に引き裂かれるさま、そして、狂ったCを凝視しながらその詩の一瞬についてCへの永遠の愛を悟るBの姿をうたい、Cの愛の世界を浮き彫りにしているものである。

第一次案と「智惠子抄」とを編集物として対比した場合、全体的な構成では、第一次案は詩二五編と散文二編から成り立っているのに対し、「智惠子抄」は詩二九編、散文三編及びひとまとめにされた短歌六首から成り立っていて、収録作品の数並びにそれら収録作品の重なり方に著しい差がないこと、詩の配列方法についても「智惠子抄」で新たに加わった「荒涼たる歸宅」の配列を除けば、第一次案と「智惠子抄」との間で顕著な差がないこと、編集物上での内容区分ごとに収録作品を対比しても、第一次案と「智惠子抄」との間でその構成内容に変化が何ら生じていないことは明らかである。

以上によれば、第一次案は「智惠子抄」の単なる素材ではなく、「智惠子抄」の 原型をなすものであったと認められるべきであり、これをまとめたAの行為は、 「智惠子抄」の編集に関与したと評価されなくてはならない。 反対に、Bは、Aから第一次案の提示を受けるまでとに関する詩文のみで新詩集

反対に、Bは、Aから第一次案の提示を受けるまでCに関する詩文のみで新詩集を自らの手で作る意図を全く持っていなかった。したがって、当然のことながら、そのような詩集の構想を自ら練ったこともなかった。そして、Bは、Aから第一次案を提示されて初めてAの構想を具体的なものとして理解するとともに、やがてこの第一次案を中心にして新詩集の収録作品について自らの意見をAに述べることとなったものである。

なったものである。 このことは、「智惠子抄」の成立過程でのBの行為なるものが結局は第一次案によって具体的に示されたAの構想の線に添って行われたことを示している。できあがった「智惠子抄」と第一次案との対比によってみられる前記のような構成上の類似性は、このことを客観的に裏付けるものといえよう。

(二) Bによる編集行為の有無

原判決は「Bは、昭和一六年六月一一日、……「荒涼たる歸宅」を制作するとともに、そのころCに関する詩集を編集著作しようと決意し、同月一六日ころから二〇日ころまでの間に電話で被告を呼び寄せ」たが、「…この時までに…Cに関する詩歌、散文を取捨選択、推こう、配列した。」と判示した(一一○丁表一○行ないし一一丁七行)が、このように、一週間から一○日のうちに、Bが構想を練り、Cに関する自作の全詩歌、散文を一々検討して取捨を決め、推こうし、各作品の制作年月日を確定し、配列を決定することは、時間的な余裕の点からしても極めて不自然であり、到底容認しがたい事実認定である。

BがAに対してCに関する新詩集の刊行の許諾を与えた際のBの行為のうち、詩集の成り立ちに関わりのあるBの具体的な行為として証拠上認められるのは、①「あれをやろうじゃないか」といってAを呼んだこと、②第一次案をAに返還したこと、③作成年月日をその上に朱筆した五編の詩及び「歌六首」の肉筆原稿、並びに、「同棲同類」及び「美の監禁に手渡す者」が掲載された雑誌の切抜を編綴しないままAに手渡したこと、④「人に」(遊びじゃない)を第一次案から削除することをAに求めたこと、だけである。これに対して、「「樹下の二人」について、たが掲載されている「道程」(改訂版)により詩稿を作成するように指示した」とれが掲載されている「道程」(改訂版)により詩稿を作成するように指示した」とれば右原則を崩して「亡き人に」の直前に配列すること…を指示した」という原判決の認定を可能ならしめる証拠は全くない。

そして、これら合理的な証拠の解釈によって認定可能な事実だけから、原判決のいうようにBが「…この時までに…Cに関する詩歌、散文を取捨選択、推こう、配列した。」と一挙に結論することができないのは自明の理である。蓋し、右の①ないし④のBの行為があったにしても、それがAの第一次案によって提示さた詩集構成上の構想とどのように異なる構想に基づいてのことなのかが明らかにされなくては(そして、原判決は、その点について何ら触れず、ただ完成した「智惠子抄」の

形態をなぞって、Bがそうするように指示したというのみである。)、それらの行 為をもって編集行為の一環と位置付けることはできないからである。

第一次案返還後のAの行為が「智惠子抄」の編集上でもつ意義 (Ξ)

Bから第一次案と肉筆原稿等の返還を受けたAは、

それから一週間ないし一○日後に第二次案をBに提示したこと(一一四丁表七行な いし一〇行)、この第二次案は、その後にBの意向に添って削除された「婚姻の栄 誦」と「淫心」の二編の詩が収録されている以外は完成した「智惠子抄」と収録作 品及び配列において一致していたこと(原判決添付の別紙第三表参照)は、原判決

も認めるところである。 完成した「智惠子抄」と第一次案とを比較すると、その内容にみられる詩集としての特質(構想や構成方法)が両者に共通していることは既に述べたとおりであ 「婚姻の栄誦」と「淫心」の二編の詩が収録されている以外は完成した「智惠 子抄」と収録作品及び配列において一致している第二次案の内容上の特質が第一次

案と共通していることはいうまでもない。 そうだとすれば、第一次案がAの独創にかかるものであることに疑問の余地がな い以上、第二次案もAの独創にかかるものとみるのが常識に合致する。

控訴人Dの権利の承継について

原審被告(反訴原告)Aは、昭和六三年一○月八日死亡し、相続人たる控訴人D がその地位を承継した。

(被控訴人の主張)

控訴人らの原判決の認定の誤りの主張に対する反論

(一) Aによる第一次案の作成とBに対する提示の意義 昭和一五年一二月ころ、Aがいわゆる第一次案を作成し、

これをBに提示したこ とは当事者間に争いがない。しかし、第一次案としてAが持参したものは、「内容順序表」、赤い紙もしくは付箋をはさんだ「道程」(初版)、「風にのる智惠子」 「内容 以降の雑誌の切抜きのみであり、このような第一次案の提示の仕方そのものが、第 一次案が単に企画、構想の域に止まるものであることを雄弁に物語っている。

第一次案は当時Aが知っていたCに関するBの作品の全部を集めたものである。 これに対し、「智惠子抄」に収められている作品は取るべき作品のみを取り、捨て るべき作品を捨て、取捨選択を行った上で収められたものであり、その編集の基本 となる思想において両者は全く異なっている。両者の間に重複する作品が相当数存 在することは、

Cに関する詩、散文等で一冊の詩集を制作するという企画、構想が同じである以

上、当然の結果にすぎない。 また、配列方法の点も、第一次案は、「道程」(初版)所収の詩一四編は同詩集に収録されている順序で、以後の作品については「彼女の半生」中の詩三編は同文章中の引用の順序で、「風にのる智惠子」以降「梅酒」までの作品は雑誌発表の順序で配列したものであるのに対し、「智惠子抄」における配列は、全ての作品の制作年時を確定した上で、「荒涼たる歸宅」一編を除いては厳密に制作年時順に配列したものであり、いかに配列するかという方針、思想において両者の配列は全く相思なるよのである。「風にのる知恵子」以下の詩の配列が同じになったのはなまた。 異なるものである。「風にのる智惠子」以下の詩の配列が同じになったのはたまた ま発表の順序と制作の順序が同じであったという偶然の結果にすぎない。「彼女の 半生」中に引用されている「あどけない話」、「樹下の二人」、「あなたはだんだ んきれいになる」の三編の配列の違いも、こうしたいかに配列するかという方針、 思想の違いに由来するものである。

控訴人らは、第一次案の内容は、①BとCの求愛、恋愛時代の詩九編、②同棲、 結婚時代の詩八編(但し、「樹下の二人」、「あなたはだんだんきれいになる」の 二編については、第一次案中には正確な詩稿はなかった。)、③Cの狂気時代の詩 五編、④Cの死についての詩一編、⑤ Cの没後の回想の詩二編、及び、⑥散文二 編から成り立っている旨主張するが、第一次案はこのような構成にはなっていない し、「智惠子抄」でもこうした区分は全くなされていない。殊に、Aの第一次案には「道程」以降、すなわち大正三年作の「晩餐」から昭和一〇年作の「風にのる智 惠子」に至るまでの間の約二〇年間の作品が欠落している。これは作品数でいえば 「智惠子抄」所収の詩作品二九編のうち「樹下の二人」から「人生遠視」に至るま での九編、すなわち約三分の一に近い作品である。そしてそのうちの「樹下の二 人」「あなたはだんだんきれいになる」「あどけない話」の三編は「彼女の半生」 に引用されていることからAが承知していたものであるが、

「樹下の二人」「あなたはだんだんきれいになる」の二編は一部しか引用されてい

ないし、「あどけない話」の引用もそれが全文であるか一部であるかをAは知らな かった。Cという女性の生涯を浮き彫りにするのがAの意図であるといいながら、 約二○年間の作品の欠落を全くAが意に介していないということ自体、Aの示した 第一次案が単に詩集刊行の企画の域を出ていないことを示している。しかも、「樹 下の二人」から「人生遠視」に至るまでの九編のうち「樹下の二人」「夜の二人」 「あどけない話」 「同棲同類」の四編は「現代日本文学全集」、「樹下の二人」 「狂奔する牛」「鯰」「夜の二人」「あなたはだんだんきれいになる」「あどけな い話」の六編は「現代詩人全集」という、いずれも極めて手に入りやすい出版物に 掲載されていたものであり、これらについてAが関心を持っていなかったことは、 Aが真にCの生涯を浮き彫りにするような作品を集めて編集するという意図を持っ ていなかったことを示唆している。

以上、要するに、Aの第一次案は、 「道程」からCに関するものとして収録した いとAが考えた作品を「道程」の順序で記し、「彼女の半生」中引用の三編を引用 の順序で題名のみを記し、「風にのる智惠子」以降の作品(「荒涼たる歸宅」を除く)を発表の順序で収め、これに「彼女の半生」と「智惠子の切抜繪」を加えるという、出版の企画の域を出ないものであり、Bによる「智惠子抄」編集、刊行の動 機となった以上の意味はないものである。

(二) Bによる編集行為の有無

原判決は「Bは、昭和一六年六月一一日、……「荒涼たる歸宅」を制作するとと もに、そのころCに関する詩集を編集著作しようと決意し、同月一六日ころから二〇日ころまでの間に電話で被告を呼び寄せ」たが、「…この時までに…Cに関する 詩歌、散文を取捨選択、推こう、配列した。」と判示した(一一〇丁表一〇行ない し一一一丁七行)が、原判決の右認定は誤りであり、「智惠子抄」刊行の経緯は次 のとおりである。

Bは、昭和一六年六月一六日から一七日ころ、

「智惠子抄」の刊行を決意し、その旨をAに告げ、その直後に詩集の題名も決定し てAに通知した。

- (2) その後、Bは、作品の取捨選択、制作年月日の確定、配列の決定、各作品についての推敲等、原稿の整理をした。 (3) 七月前半、Bは完全原稿の資料をAに渡した。
- (4)一週間ないし一〇日後、Aは印刷所に廻せるように原稿を整理し、清書 し、Bの許に持参した。
- その後二、三日の間にBは校閲を終え、印刷用原稿をAに返還し、Aはこ れに基づいて印刷、製本等の作業にかかった。
 - その結果、八月一五日「智惠子抄」は刊行された。 (6)

控訴人の主張する、Aが第二次案をBに提出した事実は認められず、もし 第二次案なるものがあったとすれば、せいぜいBの原案に「婚姻の栄誦」と「淫心」を加えたいといった程度のことにすぎなかったものである。

控訴人らは、「BがAに対してCに関する新詩集の刊行の許諾を与えた際のBの 行為のうち、詩集の成り立ちに関わりのあるBの具体的な行為として証拠上認められるのは、①「あれをやろうじゃないか」といってAを呼んだこと、②第一次案をAに返還したこと、③作成年月日をその上に朱筆した五編の詩及び「歌六首」の肉 筆原稿、並びに、「同棲同類」及び「美の監禁に手渡す者」が掲載された雑誌の切 抜きを編綴しないままAに手渡したこと、④「人に」(遊びじゃない)を第一次案から削除することをAに求めたこと、だけである。」旨主張するが、Bの行為がこれに止まるものではないことは、次の点からも明らかである。すなわち、第一に、 「智惠子抄」に収められている「樹下の二人」「狂奔する牛」「鯰」「あど けない話」の四編及び散文「九十九里濱の初夏」について、「智惠子抄」の目次並作品年表のようなきっちりした制作年月日を知らず、目次並作品年表を作りようが ないこと、第二に、「同棲同類」「美の監禁に手渡す者」の制作年月日もAには分らないこと、第三に、「風にのる智惠子」以降の詩のうち、

作成年月日をその上に朱筆して手渡されたという「風にのる智惠子」「荒涼たる歸宅」の二編を除く七編については、やはりAには制作年月日が分からないことか ら、Aは「智惠子抄」の目次並作品年表を作成しようがなく、一方、各作品の制作 時期を正確に知っていたのはBであるから、Bは、前記①ないし④の行為とは別に 各作品の制作年月日または制作年月を記した一覧表若しくはそれにかかわる資料を Aに与えたとみざるを得ないからである。更に、「人に」(遊びじゃない)の削除をBがAに求めたというが、これに伴って「道程」では「一に」という題名であっ た「いやなんです」とはじまる作品を「人に」と改題することもBが指示したとみなければならないし、その他の多くの推敲の結果についても同様である。

第一次案返還後のAの行為が「智惠子抄」の編集上でもつ意義

控訴人らは、「完成した「智惠子抄」と第一次案とを比較すると、その内容にみ られる詩集としての特質(構想や構成方法)が両者に共通しており、「婚姻の栄 誦」と「淫心」の二編の詩が収録されている以外は完成した「智惠子抄」と収録作 品及び配列において一致しているところ、第一次案がAの独創にかかるものである以上、第二次案もAの独創にかかるもの」である旨主張するが、Aによる第二次案 の提示がなかったとみるべきことは前述のとおりであり、「智惠子抄」と第一次案が本質的に異なることも前述のとおりである。

理 由

当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がなく、これを棄却すべきものと判 断する。その理由は、次のとおり削除、訂正、付加するほかは原判決の理由と同一 であるから、これを引用する。

一 原判決の削除、訂正、付加

一〇三丁裏四行「第五三号証の一ないし四」の次に「第五四号証の一ないし 四」を、同丁裏五行「第一九号証」の次に「第二〇号証」をそれぞれ加え、同丁裏 九行「弁論の全趣旨」を「証人Eの証言」と訂正し、同丁裏末行冒頭に「弁論の全 趣旨により真正に成立したことが認められる」を加える。

2 一○四丁裏一行「おり、 既に」から同三行「なっていた」との部分を「いた。すなわち、Bの詩、短歌、 (以下、詩、短歌、散文を当審の付加訂正部分においては、総称して「作品」という。)は、昭和一二年以降、「智惠子抄」に収録された作品についていえば、「千 鳥と遊ぶC」及び「値ひがたきC」が「改造」昭和一二年八月号に、「山麓の二 人」が「新女苑」昭和一三年八月号に、「或る日の記」が同年一○月号に、「レモ ン哀歌」が昭和一四年四月号に、「亡き人に」が同年九月号に、「梅酒」が「人 形」昭和一五年五月号に、「うた六首」のうち五首が「中央公論」昭和一四年五月 号及び「知性」昭和一四年九月号に発表され、「智惠子抄」収録作品以外の詩についても、雑誌「中央公論」、「改造」、「婦人公論」、「新女苑」及び「朝日新聞」をはじめとする各種新聞などに発表されていた。このように、昭和一四、五年 ころにおいて、Bは既に詩歌に関心を寄せる一般大衆の間においても著名な詩人と なっていた」と改める。

- 一○五丁裏一○行「出したい。」を「出版したい。」と改める。 一○六丁表五行「出させて」を「出版させて」と改める。 一○六丁裏七行及び一○七丁裏二行の各「出したい」をいずれも「出版した 5 い」と改める。
- 一○七丁裏一○行から末行にかけての「及び別紙付表Ⅱの「被告A原案」欄記 6 載の配列」を削除する。
- 一○八丁表一行「別紙第二表」を「別紙付表Ⅱ」と改め、同丁二行「及び」の 次に「別紙付表 I 26、27の記載の」を加える。
- 一○八丁表九行「冬が来る」を「冬が來る」と改める。 一○八丁裏二行の「別紙付表Ⅱの「被告A原案」欄記載」を別紙付表Ⅰの記 載」と改め、同丁二行「及び」の次に「別紙付表 I 26、27の記載の」を加え
- 10 一○八丁裏四行「別紙第二表中の「被告A原案」欄記載の詩文」を「別紙付 表Ⅱ中の「被告A原案」欄記載の詩及び別紙付表Ⅰ26、27の記載の散文」と改 める。
- 1 1 一○九丁表一行から二行にかけての「別紙付表Ⅱの「被告Α原案」欄記載」 を「別紙付表Iの記載順序」と改める。
- 12 一○九丁裏四行から五行にかけての「別紙第二表中の「被告A原案欄」」を 「別紙付表 I」と改め、同丁六行「詩七編」を「詩八編」と改める。 13 一〇九丁裏九行「出させて」を「出版させて」と改める。
- 一一○丁表六行から七行にかけての「(ただし、配列を除く。)」を削除す 1 4 る。
- 1 5 一一○丁表一○行「Bは」から同丁裏五行「許諾した」までを、「しかし、

その後Bは次第にCに関する作品を編集著作して出版する気持ちをいだくようになり、手元の詩稿、全集や雑誌等に掲載されたCに関する全作品を対象に取捨選択して整理しつつ、これと並行して、右作品集に収録すべくCのなきがらを主題とした 詩「荒涼たる歸宅」の制作に着手し、昭和一六年六月一一日これを完成したうえ、 同月一六日から二〇日ころまでの間に、電話でAを呼び寄せ、「あれをやろうじゃ ないか。」といって、Cに関する作品を編集著作すること及びAがこれを出版することを告げた。」と改める。

16 一一三丁裏三行「交付し、」から同六行「指示した。」までの部分を「交付した(Bは収録を指示した作品のうち、「あどけない話」はAが提示した第一次案中の「智惠子の半生」に、「樹下の二人」は昭和一六年一月ころAに送った「道 (改訂版) にそれぞれ全文が掲載されているので、特に自筆原稿、雑誌の切抜 等の資料を交付しなかったものと推察される。)。」と改める。 17 一一四丁表六行「手紙」を「葉書」と改める。

-四丁表八行から九行にかけての「指示されたとおりに配列、整理して」 を「基に、別紙付表 I 1 ないし6、9 ないし1 4 及び 1 6 については、これらがいずれも「道程」(改訂版)に載っているところから「道程」(改訂版)の切抜を、 同付表8の「深夜の雪」については「道程」から書き写したものを、同付表15の 「あどけない話」については「智惠子の半生」から書き写したものを、同付表17、18及びBから新たに収録を指示された「夜の二人」、「人生遠視」、「荒涼 たる歸宅」、「歌六首」についてはBの自筆原稿を浄書したものを、 同じくBから新たに収録を指示された「同棲同類」及び「美の監禁に手渡す者」に ついてはBから交付された雑誌の切抜から書き写したものを、同付表19ないし2 5については第一次案としてBに交付した雑誌の切抜を書き写したものを、同付表 26及び27の散文については第一次案としてBに交付した雑誌の切抜そのもの を、それぞれBに指示された配列どおりに配列したものを紙挟みのようなものに挟 んで、」と改める。

- 19 一一五丁表五行「散文の最後」を「「智惠子の半生」と「智惠子の切抜繪」 の間」と改める。

20 一一七丁裏九行「配列の点を除いて」を削除する。 21 一一八丁裏末行「新詩集の」から一一九丁表末行「実際にも」までを「散文を含め新詩集の編集著作のための企画案としてその素材となるCに関する作品のうち短歌を除く詩、散文の一部を集めたものにとどまり(しかも、後に述べるよう に、第一次案はBの制作したCに関する全作品を対象として取捨選択されたもので はない。)、Bも第一次案をそのようなものと考えていたと推認される。そして、 Aとして、Bが右企画案提供を契機に妻Cに関する自らの作品について編集に着手 Aとして、Bか石企画条徒供を実機に基しに関する自らの作品について編集に有すしそれを進めていることを知った以上、企画案提供者として意見を述べることはあっても、その採用を強く求めたりすることのできる立場にはなく、完成を期待して、Bの編集作業を見守り、これに従う立場にあったと考えるのが自然である。後にも触れるように、現に、前掲甲第五二号証の一ないし三によれば、Aは、Fに宛てた昭和一六年六月二二日到達の書面に「目下原稿御整理中だと私は信じて居ます。」と述べていることが認められ、また、」と改める。
22 一二〇丁裏九行「る」の次に「(但し、第一次案の内容は、右に記載されたとなるに関する一切の姿料が表になるだかれています。のではなりままるにの思する一切の姿料が表になるだかれています。のではなります。

ようにCに関する一切の資料が本になるばかりにまとめられていたものではな

- い。)」を加える。 23 一一九丁表二行、一二〇丁裏一〇行、一四二丁裏一行及び同丁二行の各「素 材」をいずれも「企画案」に改める。
- 24 一二二丁裏七行「ことが」の次に「証人Eの証言及び」を加える。 25 一二三丁裏六ないし七行の「昭和一六年六月二二日付けの手紙で、」を昭和 一六年六月二〇日ころまでに葉書で、」と改める。 26 原判決中「呈示」を「提示」と改める。
- 次のとおり、当裁判所の判断を付加する。
- 前記一15の当裁判所の判断について説明する。

AがBから「あれをやろうじゃないか」との電話を受けて呼び出され、出版許諾 を告知された時に、「内容順序表」及び第一次案の返還を受け、制作年月日を記載した「夜の二人」、「あなたはだんだんきれいになる」、「人生遠視」、「風にの る智惠子」、「荒涼たる歸宅」の五編の詩及び制作年月日の記載のない「うち六 首」の自筆原稿(乙第二五号証の一ないし六)並びに「同棲同類」及び「美の監禁

に手渡す者」の掲載雑誌の切抜の交付を受けたものであることは、Aが原審の被告本人尋問(第一、二回)において再三に亙り一貫して述べており、また、そのことは同人にとって希求していた印象的な出来事であるということができるから、この 点に関する同人の記憶に誤りはなく、その供述内容に副う事実があったものと認め るのが相当である。すなわち、BがAに対し出版許諾を告知(それは同時に編集著作の告知でもある。)したのと自筆原稿等を交付したのは同時期であると認めるの 席していること、及び、これに続く第二回中央協力会議は同年一二月八日であるこ とが認められるから、第一回中央協力会議の開催日を基にすれば、AがBから電話 による呼出しを受けて同人方に赴き編集著作及び出版許諾の告知を受けたのは、 昭和一六年六月一六日から同月二〇日までの間であると推定される。他方、前掲甲第五二号証の一ないし三によれば、AはFに宛てた昭和一六年六月二二日到達の書信の中で、Bによる「智惠子抄」の刊行に触れ、「先日、先生(Bを指す。)をお 伺ひ致しました節、先生が御自分の著を『発行してもよい気持になった』と仰せら れたことを確かめただけであります。…そして詩集の題名も御自分で葉書で御通知下さいました。目下原稿御整理中だと私は信じています。」と記述していることが認められる。しかして、Fが右書信を受領したのが六月二二日であるところからみて、その発信日は同月二〇日か二一日であると推定されるところ、右の記述によれば、Bは、前記第一回中央協力会議が開催された時期に符合する同月二〇日頃以前になる。 に自宅を訪れたAに対し編集著作及び出版許諾の告知をしたものと推定される。 このように、BがAを電話で呼び出し同人に対しCに関する編集著作及び出版許 諾を告知した時期について、「夏の暑い時七月ころである」とする原審の被告本人 尋問におけるAの供述と前掲甲第五二号証の一ないし三及び同第五三号証の一ない し四によって推定される日時とは食い違っているが、原審の被告本人尋問におい て、Aが最初にこの点に触れたのは、原審の第一六回口頭弁論期日(昭和四三年-月九日)であり(その後第二六回口頭弁論期日(昭和五五年四月二日)、第二九 回口頭弁論期日(昭和五五年七月九日)にも同旨の供述がある。) 時期的にみ て、Bから編集著作及び出版許諾の告知を受けてから二七年半が経過しており、具 体的時期に関する記憶は年月の経過とともに薄れ勝ちであることを考えれば、右各 書証から認められる時期は、客観的な裏付けをもって認められる年月日であるか ら、前記被告本人尋問におけるAの供述に比してはるかに正確性の高いものである と認められる。したがって、Bによる編集著作及び出版許諾告知の時期は、昭和一六年の六月一六日から二〇日ころまでの間と認めるのが相当である。なお、前掲甲第五二号証の一ないし三に引用されたAの書信における「先生が御自分の著 を『発行してもよい気持ちになった』と仰せられたことを確かめただけであります。…目下原稿御整理中だと私は信じています。」との記述からは、Bは、昭和一 六年六月二〇日ころ以前に自宅を訪れたAに対し、同人がかねて進言していたCに 関する作品を編集著作することを決意したことを伝えただけで、その際Aに対し自 筆原稿等は一切交付しなかったようにも受け取れなくはないが、同号証によれば、 右書信は「智惠子抄」の出版が時期の点も含めて確定的になるまで近刊予告を差し 控えて欲しい旨の要望を伝えるためのものであることが認められるところ、このよ

原稿等の交付を受けなかったものと即断することはできない。 このように、BがAに編集著作及び出版許諾を告げたのが昭和一六年六月一六日から同月二〇日ころまでの間であり、かつ右告知の時に自筆原稿等が交付されたものと認められる以上、作品についての取捨選択、推こう、配列等に要する日時というものを考えれば、BがCに関する作品を編集著作することを決意した時期を「荒涼たる歸宅」が完成した同月一一日であるとみるのは不自然であるといわざるをおい。そうであれば、Bによる編集著作の決意の時期をそれ以前であると推認するない。すなわち、Bが「荒涼たる歸宅」の制作を完了したのは昭和一六年のとほかない。すなわち、Bが「荒涼たる歸宅」の制作を完了したのは昭和一六年のと推認するのが相当であり、同詩の制作の過程において、Bが、Cに関する作品を編

うな書信においては、出版が具体化するのはまだ先のことであるかのような印象を相手に与えるために、実際の進捗状況を正確に知らせずにおくことも考えられることであるから、右記述のみから、編集著作及び出版許諾の時にAがBから全く自筆

集著作しようと決意し、或いは、右決意を契機として編集著作物に収録する意図のもとに同詩の制作に着手し、その制作と並行して、Cに関する作品の編集著作についての構想を練り、Cに関する自作の詩、短歌、

て行われていることなどを挙げているので、判断する。 著作者が企画案ないし構想を提供する第三者の進言により、はじめて著作を決はし、その協力により著作物を完成するという経過をたどることは、決して稀でなる、その場合進言をした第三者が当然に著作権者となるものではない。著作物をとして完成される編集著作物について、第三者が進言した場合でも同様である。ととして完成される編集著作物について、第三者がの選択又は配列によって創作の編集物で著作物として保護されるのは、「その素材の選択又は配列によって創りのようには、その素材となったCに関するBの作品を持てあるというためには、その素材となったCに関するBの作品をいうた場である。すなわち、Aの編集著作というに関ける作品を除き、可能な限り、Cに関する作品全てを認識し把握したうえで、これら作品について必要な取捨選択を経て配列を完成するという作業がA自身によりなされることが何よりも先ず必要であっ

て、それによってはじめて控訴人らが主張するBとCの愛を浮き彫りにした創作性ある編集著作がなされたと認め得る余地があるのであり、かかる作業がなされないまま、Bの作品の一部を集めても、それはBとCの愛を浮き彫りにするという編集著

作という観点からは、企画案ないし構想の域にとどまるにすぎないものというべきである。

そこで、この点について検討するに、原判決の理由第一、二1 (三) ないし (五) (一○五丁表一○行ないし一○七丁裏五行認定のように、Aは、「風にのる 智惠子」を読み感動を覚えて「道程」を読み返し、Bに対する認識を改め、更に、 「レモン哀歌」、「亡き人に」、「智惠子の半生」等一連のCに関する作品に接 し、どうしてもCに関する作品を系統的に収集してCの生涯を浮き彫りにするような詩集を出版したいと考えるに至ったものであるところ、Aが当時Cに関する作品 であると認識していたものは、原判決の事実摘示本訴請求の原因一3 (二) (2) (四丁裏一行ないし六丁表四行) のとおりであり、これら作品について本判決によ り訂正された同(3)(六丁表五行ないし同裏五行)のように内容順序表及び第一 次案が作成されたものであることは当事者間に争いがないが(Aは前記作品のほか、「道程」に収録されていた「あをい雨」、「梟の族」、「冬が來る」もCに関する作品と考えていたが、結局第一次案にこれら作品を取り入れなかったことは原判決の理由一〇八丁表八行ないし同丁裏一行に認定するとおりである。)、「智惠 子抄」に収録されていて第一次案に欠落しているか又は題名のみが記載されている 作品について検討すると、本判決により削除、訂正、付加された原判決の認定によ れば、「智惠子抄」に収録されていて第一次案に欠落している作品である「狂奔す 「夜の二人」、「同棲同類」、「美の監禁に手渡す者」、「人生 る牛」、 「鯰」、 「荒涼たる歸宅」、「うた六首」及び「九十九里濱の初夏」のうちAがそ の作品の存在を認識していたものは、

「道程」(改訂版)中に存在したことから第一次案提出後にその存在に気付いて「智惠子抄」への収録をBに進言した「狂奔する牛」、「鯰」の二編の詩及び昭和一六年七月刊行の雑誌「新若人」に掲載された散文「九十九里濱の初夏」のみであり(一一四丁表一〇行ないし同丁裏五行)、右以外の作品については、いずれもB自身が、自分の手元にあった詩稿等の資料から選択し、「夜の二人」、「人生遠視」、「荒涼たる歸宅」、「うた六首」については自筆原稿を、「同棲同類」、「美の監禁に手渡す者」についてはこれが掲載された雑誌の切抜を、それぞれAに

交付してその収録の指示をしたものであって、これらの作品については、AはBに収録を指示されて初めてその存在を知ったものであること(一一一丁裏一行ないし末行及び一一三丁表八行ないし同丁裏三行。なお、Aが、これらBに収録を指示されて存在を認識していなかったことについてありまたでは、Mでは一下表の存在を認識しているがあるとについての当事者の主張内容が記載されているがした、第一次案に題名のみが記載されている。)、「あどけない話」、「を文が「智恵子の一次をに引用されている」ないにあられても、の全文が「智恵子のみであったこと(一〇八丁表二行のおいした、第三七号証の一ないし四によれば、「年本書記の一ないして、第三七号証の一ないし四によれば、「年本書記の一ないして、第三七号証の一ないし四によれば、「年本書記の一ないして、第三七号証の一ないし四によれば、「明代書集」(では「現代書本書集」(では「現代書本書集」(では「現代日本書集」(では「現代日本書集」(では「現代日本書集」(では「現代日本書集」(では「現代日本書集」(では「現代日本書集」(では、「あどけないま」は「現代日本書集」(でまた、「あどけないま)

(改造社)及び「現代詩人全集第九巻」(新潮社)に 「あなたはだんだんきれいになる」は「現代詩人全集第九巻」(新潮社)に掲載さ れていることが認められる。この事実によれば、第一次案において欠落し又は題名 のみが記載されたCに関する作品のうち、第一次案の提出後に制作された「荒涼た る歸宅」、第一次案の提出後の昭和一六年七月刊行の「新若人」に掲載された「九 十九里濱の初夏」は別論として、第一次案提出以前に公表されている作品については、雑誌「鬣」に掲載された「美の監禁に手渡す者」を除き、いずれも第一次案作 成以前に刊行され市販されているBの詩集、全集又は雑誌類である「道程」 版)、「現代日本詩集」(改造社)、「現代詩人全集第九巻」(新潮社)、 「現代 詩集第一巻」(河出書房)のいずれか一つ又は二つないし三つに収録されており、 更に、前記のとおり、うた六首は現代短歌集、中央公論、知性に収録されており、 右書籍又は雑誌から右作品を見い出し抽出することはさして困難な作業とは認められない。また、「美の監禁に手渡す者」が掲載されている雑誌「鬣」は同人誌であ って入手が容易でないと推察されないではないが、原判決の理由第一、二1 (二) (一〇四丁裏八行ないし一〇五丁表九行) 認定のように若い頃から文学に親しみ、 自ら詩に関する雑誌を主宰し、その後龍星閣の名で詩を含め文学関係の本を出版し ているAにとっては調査をしさえすれば、少なくとも、掲載されている右の詩の存 在を知ることは可能であったものと推認される。しかるに、原審における被告本人 尋問の結果(第一、二回)によれば、Aは自己がCに関するものとして認識していた前記の作品以外のCに関する作品の存在について調査せず、したがって、これら 欠落し又は題名のみを記載した作品について特に前記の文献等に当たることはしていないことが認められる。このように、入手可能な全部の作品について取捨選択の検討を欠いたまま作成された第一次案をもって、控訴人ら主張のようなBとCの愛の世界を浮き彫りにしたものと評価することはできず、 同案はBにCに関する作品を編集著作させるための企画案ないし構想の提供の域を

田菜はBにCに関する作品を編集者作させるための企画業ないと構想の提供の域を出ないものというほかない(これまで挙示した作品のほか、大正元年九月発行の「スバル」掲載の「涙」、「からくりうた」、大正一五年二月号の「彫塑」掲載の「金」(以上詩)、昭和一〇年五月執筆の「新茶の幻想」、昭和一四年四月号及び五月号の「暦程」掲載の「某月某日」(以上散文)がCに関するBの作品であることは当事者間に明らかに争いがないが、これらについては、第一次案作成に当たりAがこれら作品を取捨選択の対象としたことを認めるに足りる証拠はない(原審におけるAの被告本人尋問の結果によれば、Aはこれら作品のうち「某月某日」の存在のみを知っていたにすぎないものと認められる。))。

その後出版に至るまでの経緯、すなわち当裁判所の訂正に係る原判決の理由第一、二、1 (八)ないし(一一)(一一○丁表一○行ないし一一六丁裏二行)の認定事実によって認められるAの行為のうち、Bの自筆原稿の浄書、「智惠子抄」に収録が決まった作品についての「道程」(改訂版)からの切抜の作成又は掲載雑誌からの書写し、及び、これらをBの指示に従って配列し紙挟みのようなものに挟んだことは、Bの指示に従った原稿の整理にとどまるものと評価すべきであり、その間「狂奔する牛」、「鯰」、「九十九里濱の初夏」についての選択の進言も企画案提供者として意見を述べたにすぎず、かかる事実があったとしても、「智惠子抄」がAの編集著作に係るものと認めることはできない。

これに対し、Cに関する作品の編集著作決意後のBの行為及びその評価は、前記原判決の理由第一、二2(八)ないし(一一)(当裁判所による付加訂正部分を含む。)に認定し説示したとおりであり、これによれば、その契機がAの進言にあったにせよ、Bは、Cに関する全作品を取捨選択の対象とし(そのことは、Bが作品すべてについて完全原稿を所持していたと否とにかかわりなく作品の掲載された雑誌、詩集、全集等の刊行物があれば可能であるし、前記「涙」、「からくりうた」、「金」、

更に、控訴人らは、Aが著作権者である理由として、第二次案(出版許諾の告知から一週間ないし一○日後に作品を配列、整理してBに交付したものを指称する。)と「智惠子抄」の共通性を主張するが、右第二次案がBが取捨選択したうえ配列したものに基づき作成され、これからBにより「婚姻の栄誦」、「淫心」が除外され「智惠子抄」へと継承されていくのであるから、両者に共通性が認められるのは当然であり、前同様そのことが「智惠子抄」の著作権者がAであると認める根拠となるものではない。

また、控訴人らは、Bが詩の配列について制作年代順の原則によること、「荒涼たる歸宅」については右原則を崩して「亡き人に」の直前に配列したことを指示したことを認めるに足りる証拠はない旨主張し、原審における被告本人尋問の結果(第一、二回)中にも、「智惠子抄」の作品の配列は、全てAが作品の内容感を高して決定し、これに対しBも特に異論を述べなかった旨の供述部分が存在する。しかしながら、第一次案における作品の配列が別紙付表Iの記載順序であることについては当事者間に争いがないところ、前掲甲第四〇号証、同配列は最初に「道に、及び、被告本人尋問の結果(第一、二回)によれば、同配列は最初に「道に、及び、被告本人尋問の結果(第一、二回)によれば、同配列は配し、次に強助にでいる選択した詩(別紙付表I1ないし14)を「道程」の収録順に配し、次る計で同付表15ないし25)を雑誌に発表された順に並べて配列し、最後に対方に請(同付表18ないし25)を雑誌に発表された順に並べてあることが認められ、したがって、第一次案における作品の配列は作品の内容感を考慮したと評価し得るようなものではないうえ、

右第一次案の各詩の配列において、「智惠子の半生」に引用されている三編の詩

(同付表15ないし17) のみが、制作年代順に正しく配列されていないものであ るところ、これら三編の詩のうち、「あどけない話」についてはその全文が引用さるところ、これら三編の詩のうち、「あどけない話」についてはその全文が引用さ れていたためAはその内容を知っていたが、「樹下の二人」及び「あなたはだんだ んきれいになる」の各詩についてはAはその一部分を知っているのみであったこと は、原判決一〇八丁表一行ないし六行に認定のとおりであるから、第一次案の詩に おける制作年代順の原則に対する例外的配置は、Aが作品の内容感を考慮して決定 したものと解する余地のないことは明白である。更に、原判決認定にかかる第一次 案の作品の配列から現在の「智惠子抄」の作品の配列に至る経緯を基にこの点を検 討するに、第一次案から削除されずに現在の「智惠子抄」に収録されている詩のう ち第一次案からその順番が入れ替わったものは、第一次案では制作年代順となって いなかった「あげとない話」、「樹下の二人」、「あなたはだんだんきれいになる」の三編の詩のみであるところ、これらは現在の「智惠子抄」においては正しい 制作年代順になるように入れ替わったにすぎないものであるが、これら三編の詩の 制作年月日を確定したのはBであること、第一次案の後に追加収録された各詩は、 Aの進言により追加されたものもBの指示により追加されたものも含めて、「荒涼たる歸宅」を除くその余の詩は全体として制作年代順となるように第一次案の中に 配列され、「荒涼たる歸宅」のみが右制作年代順の原則に対する唯一の例外をなし ているものであるところ、右「荒涼たる歸宅」はBの指示により追加された詩であ ること、その配列が必ずしも制作年代順ではない「うた六首」の配列は、Bがその 追加を指示してAに交付した自筆原稿の順番どおりの配列であること、現在の「智 惠子抄」における三編の散文のうち、二編は第一次案に既にあったものであるが、 これら二編の散文は第一次案では制作年月が不明だったものを、Bは、追加された 散文である「九十九里濱の初夏」のAからの追加の進言があった後に、" 右追加の散文も含めて制作年月を確定したものであることが認められ、一方、証人 Eの証言によれば、Bは詩集における作品の配列を制作年代順とするのを原則とし ていたが、このような配列は当時の詩集としては珍しいものであったことが認めら れ、これらの事実からすれば、制作年代順を原則とする配列そのものがBの編集方 針であるほか、右制作年代順の原則に対する例外であるもののうち、「うた六首」 の配列はBが確定したものであると認められることは勿論のこと、詩における例外である「荒涼たる歸宅」の配列はBが同詩の追加を指示したときにその配列も確定 し、三編の散文の配列も散文の制作年月を確定したときに合わせてその配列を指示 したものと推認したうえで、現在の「智惠子抄」における作品の配列は全てBの意 向によって確定されたものとする原判決の認定は肯認し得るものであるということ ができる。 控訴人らは、仮定的にAが「智惠子抄」の編集著作権について二分の一の持分

を有する旨主張するが、以上の認定に照らせば、Aの行為は編集著作者としての行為ということはできないのであるから、右主張も採用することはできない。
四 原審被告(反訴原告)Aは、昭和六三年一〇月八日死亡し、相続人たる控訴人
Dがその地位を承継したことは、本件記録上明らかであるところ、以上によれば、
被控訴人の控訴人らに対する請求はいずれも理由があるが、控訴人らの被控訴人に 対する請求は、いずれも理由がない。よって、被控訴人の請求を認容し、控訴人ら の請求を棄却した原判決は相当であるから、本件控訴は理由がないものとして、い ずれもこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき民事訴訟法九五条、八九

条、九三条一項本文を適用して、主文のとおり判決する。 松野嘉貞 田中信義 杉本正樹) (裁判官

別紙

『智恵子抄』収録詩作品推敲一覧表

左記したものは『智恵子抄』収録の詩作品の表現と『智恵子抄』収録前、 すなわち、『道程』(初版)に収録されたとき、『道程』いては初出誌のとき、『現代詩人全集』に収録されたとき、 (初版) 以後の作品につ いては初出誌のとき、『現代詩人全集』に収録されたとき、『道程』(改訂版)に収録されたときのそれぞれの表現と対比して、相違している

- 個所を一覧表にまとめたものである。 2. 『現代詩人全集』『道程』(改訂版)の他、『現代日本文学全集』、 集』に収録された作品が若干存在するが、これらとの相違は示していない。
- 3. 『智恵子抄』ではそれまで読点としていた個所を一字アキにした個所が多い これも示していない。
- < 0 2 8 4 1 0 0 1 >
- < 0 2 8 4 1 0 0 2 >

```
\begin{array}{c} <0\ 2\ 8\ 4\ 1-0\ 0\ 3> \\ <0\ 2\ 8\ 4\ 1-0\ 0\ 4> \\ <0\ 2\ 8\ 4\ 1-0\ 0\ 5> \\ <0\ 2\ 8\ 4\ 1-0\ 0\ 6> \\ <0\ 2\ 8\ 4\ 1-0\ 0\ 7> \end{array}
```